

常総市告示第118号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和7年11月25日

常総市長 神達岳志



1 都市計画の種類

水海道都市計画下水道（内守谷公共下水道）

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 排水区域（廃止する部分）

常総市内守谷町きぬの里一丁目、内守谷町きぬの里二丁目及び内守谷町きぬの里三丁目

(2) 下水管渠（廃止する部分）

常総市内守谷町きぬの里一丁目

(3) その他の施設（廃止する部分）

常総市内守谷町きぬの里一丁目の一部

3 縦覧場所

常総市都市建設部都市計画課

水海道都市計画下水道の変更（常総市決定）

都市計画内守谷公共下水道を廃止する。

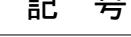
理 由

処理施設の合理化と持続可能な汚水処理の実現に向けて、内守谷浄化センターの機能を水海道浄化センターに統合する。

また、都市の健全な発達と公衆衛生の向上に寄与するとともに、鬼怒川、小貝川及び八間堀川をはじめとする公共用水域の水質保全に資するため、本案のとおり都市計画を変更するものである。

常総市（石下・水海道）都市計画図

水海道都市計画下水道の変更 (常総市決定) (汚水)

凡例	
記号	名称
	排水区域(変更前)
	下水管渠(変更前)

(注1) 本表は、改正後の建築基準法別表第二の概要であり、全ての制限について記載したものではない。
(注2) 卸売市場、火葬場、と蓄場、汚物処理場、ごみ焼却場等は、都市計画区域内においては都市計画決定が必要など、別に規定あり。

This image shows a portion of a historical map, likely from the early 20th century. The map is oriented vertically and depicts a rural landscape with various land parcels, roads, and water bodies. A scale bar at the top left indicates a distance of approximately 180 meters. The map includes labels in Japanese, such as '大谷町西側地' (Oguchi-chō Nishi-zaidechi) and '小目' (Komatsu), which refer to specific locations or landmarks.

内小谷六下水道
第一工事（約 66 ha）

第十一章

凡 例					
-----	都市計画区域・行政区域				
	市 街 化 区 域				
用 途	地 域	区 分	建 べ い 率 (%)	容 積 率 (%)	
[Green]	第一種低層住居専用地域		40 50	80 100	
[Light Green]	第二種低層住居専用地域		50 60	100 150	
[Yellow-Green]	第一種中高層住居専用地域		60	200	
[Yellow]	第二種中高層住居専用地域		60	200	
[Yellow]	第一種住居地域		60	200	
[Orange]	第二種住居地域		60	200	
[Orange]	準住居地域		60	200	
[Red]	近隣商業地域		60 80	200 200	
[Red]	商業地域		80	400	
[Light Blue]	準工業地域		60	200	
[Blue]	工業専用地域		60	200	
[Light Green]	近郊緑地保全区域				
[Dashed Line]	都市計画道路				
[Hatched]	都市計画公園				
公共下水道	排 水 区 域				
	幹 線 管 渠				
	处 理 場				
都市下水路	排 水 区 域				
	都 市 下 水 路				
(P)	ボンプ場				
火	火葬場				
区画整理	土地区画整理事業				
工業団地造成	工業団地造成事業				
地区	地区計画				
	区域指定(存続区域)				
	区域指定(除外区域)				



常総市（石下・水海道）都市計画図

水海道都市計画下水道の変更 (常総市決定) (雨水)

